毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目　次　ページ

告　示
○自衛官の募集期間（五四四・総務課）……1
○自衛官採用試験の試験期日等（五四五・総務課）……1
○軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し（五四六・税務課）……1
○県外産業廃棄物の搬入に係る協議等の状況の公表（五四七・環境整備課）……1
○農用地土壌汚染対策計画の変更（五四八・水田総合利用課）……3
○保安林の指定の解除（五四九・由利地域振興局農林部）……3
○公共測量実施の通知（五五〇・建設管理課）……3
○浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深の公表（五五一・河川砂防課）……3
○開発行為に関する工事の完了（五五二・秋田地域振興局建設部）……3
○開発行為に関する工事の完了（五五三・由利地域振興局建設部）……3
○開発行為に関する工事の完了（五五四・平鹿地域振興局建設部）……4
公　告
○特定非営利活動法人の設立の認証の申請（地域活動支援室）……4
○特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請（地域活動支援室）……4
○県有財産の売払いに係る一般競争入札の実施（会計管財課）……4
教育委員会公告
○公の施設の指定管理者の募集（保健体育課）……5
選挙管理委員会告示
○選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（六六）……6
○各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（六七）……6

告　示

秋田県告示第五百四十四号

平成十八年度第二回二等陸士、二等海士及び二等空士の募集期間が次のとおり定められたので、自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第百十四条及び第百十八条の規定に基づき、告示する。

平成十八年六月三十日

秋田県知事　寺　田　典　城

募集期間

平成十八年七月一日から同年九月八日まで

秋田県告示第五百四十五号

平成十八年度第二回二等陸士、二等海士及び二等空士の採用試験の試験期日及び試験場を次のとおり定めたので、自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第百十七条第一項及び第百十八条の規定に基づき、告示する。

平成十八年六月三十日

秋田県知事　寺　田　典　城

区分	試験期日	試験場 名称	試験場 位置
男子	平成十八年九月十九日	横手市ふれあいセンターかまくら館	横手市中央町八番十二号
	平成十八年九月二十日	大曲中央公民館	大仙市大曲日の出町二丁目六番六十号
	平成十八年九月二十一日	能代市南部公民館	能代市河戸川南後田百三十四番一号
	平成十八年九月二十一日	秋田市文化会館	秋田市山王七丁目三番一号
女子	平成十八年九月二十六日	本荘由利広域交流センター	由利本荘市上大野十六番地
	平成十八年九月二十八日	大館市中央公民館	大館市桜町南四十五番一号
	平成十八年九月二十五日	陸上自衛隊秋田駐屯地	秋田市寺内字将軍野一番地

秋田県告示第五百四十六号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百条の六の四第三項の規定により、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、秋田県県税条例施行規則（昭和三十九年秋田県規則第十五号）第五十二条の二第四項の規定に基づき、告示する。

平成十八年六月三十日

秋田県知事　寺　田　典　城

一　氏名又は名称　金子物産石油株式会社
　　代表取締役　金　子　吉　雄
二　主たる事務所又は事業所の所在地　秋田市土崎港中央一丁目十六番四十号
三　指定取消年月日　平成十八年六月一日

秋田県告示第五百四十七号

秋田県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例（平成十四年秋田県条例第七十五号）第十条の規定により、平成十七年における県外産業廃棄物の搬入に係る協議等の状況を次のとおり公表する。

平成十八年六月三十日

秋田県知事　寺　田　典　城

一　県外産業廃棄物の搬入に係る協議件数
　四百七件（うち、内容の変更の協議件数　六十四件）
二　県外産業廃棄物の搬入に係る協定の締結件数
　四百七件
三　県外産業廃棄物の搬入状況の報告件数
　四百七件
四　県外産業廃棄物の搬入量の概要

県外産業廃棄物の種類	搬入量（トン）		
	最終処分	中間処理	再生利用	合計
燃え殻	○	一、二〇二	○	一、二〇二
汚泥	一一、四二二	七、〇四四	○	一八、四六六
廃油	○	二四、五八一	九〇七	二五、四八八
廃酸	○	九、三八二	○	九、三八二
廃アルカリ	○	一七、六二二	○	一七、六二二
廃プラスチック類	一〇、五七五	一二、六三〇	四二、二一七	六五、四二二
紙くず	○	六、四九九	○	六、四九九
木くず	三〇	二、七五八	一一三	二、九〇一
繊維くず	○	一三九	○	一三九
動植物性残さ	○	二〇	○	二〇
金属くず	○	一二五	一八九	三一四
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	○	六、六一七	一、三七六	七、九九三
鉱さい	○	九七二	○	九七二
がれき類	○	六八八	○	六八八
ばいじん	○	四〇	三一四	三五四
混合物（廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず及びがれき類を含む。）	一二、〇〇四	一〇、〇五八	○	二三、〇六二
合計	三四、〇三一	一〇〇、三七七	四五、一一六	一七九、五二四

五　環境保全協力金の納入額
　三千九百三十万九千五百円
六　環境保全協力金の使途
　不法投棄の監視及び指導体制の強化その他の産業廃棄物の適正な処理の促進に関する施策の実施に要する経費に充てた。

秋田県告示第五百四十八号
　農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和四十五年法律第百三十九号）第六条第一項の規定により、板屋五騎地域に係る農用地土壌汚染対策計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第五条第六項の規定に基づき、その概要を次のとおり公告する。
　平成十八年六月三十日
秋田県知事　寺　田　典　城
対策地域の区域内にある農用地に係る事業に関する事項
一　変更後
　事業費の概算　一億八千六百八十五万円
二　変更前
　事業費の概算　二億八千八百七十五万円

秋田県告示第五百四十九号
　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次の森林について保安林の指定を解除する。
　平成十八年六月三十日
秋田県知事　寺　田　典　城

森林の所在場所				全面積		保安林面積	保安林解除		
郡市	町村	大字	字	地番	台帳（平方メートル）	見込み（ヘクタール）	見込み（ヘクタール）	面積見込み（ヘクタール）	指定の目的	解除の理由
由利本荘市		西目町出戸	浜山	三の三三六の四一一	一五、七五〇一一二、〇〇九	一・五七五〇一一・二〇〇九	一・五七五〇一一・二〇〇九	〇・一〇五五〇・〇九二二	飛砂の防備	歩道用地とするため
〃		〃	〃						〃	

（関係図面は、省略し、農林水産部森林整備課及び由利本荘市役所に備え置いて縦覧に供する。）

秋田県告示第五百五十号
　測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次のとおり由利本荘市長から公共測量実施の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定に基づき、公示する。
　平成十八年六月三十日
秋田県知事　寺　田　典　城
一　作業の種類
　公共測量
二　作業を行う地域
　由利本荘市
三　作業を行う期間
　平成十八年五月十六日から同年十一月二十日まで

秋田県告示第五百五十一号
　水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項の規定により、浸水想定区域を指定したので、同条第三項の規定に基づき、その区域及び浸水した場合に想定される水深を次のとおり公表する。
　平成十八年六月三十日
秋田県知事　寺　田　典　城
一　浸水想定区域を指定した河川の名称
　一級河川長木川、一級河川草生津川及び一級河川横手川
二　指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
　次の図のとおり
　（次の図は、省略し、その図面を建設交通部河川砂防課、北秋田地域振興局建設部、秋田地域振興局建設部及び平鹿地域振興局建設部に備え置いて閲覧に供する。）

秋田県告示第五百五十二号
　都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により平成十八年四月十一日付け指令秋建―三―一号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。
　平成十八年六月三十日
秋田県知事　寺　田　典　城
一　開発許可を受けた者の住所及び氏名
　南秋田郡五城目町高崎字雀舘下川原百六十四番地
　株式会社沢田石建設　代表取締役　澤田石　誠　一
二　開発区域に含まれる地域の名称
　南秋田郡五城目町字上町二百三十八番地の内及び旧道路

秋田県告示第五百五十三号
　都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により平成十八年三月三十日付け指令由建―三千四十一で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。
　平成十八年六月三十日
秋田県知事　寺　田　典　城
一　開発許可を受けた者の住所及び氏名
　由利本荘市東梵天九十九番地三
　本荘開発　代表　荘　司　　清
二　開発区域に含まれる地域の名称
　由利本荘市薬師堂字中道二百五十二番九、二百五十二番十、二百五十二番十一、二百五十二番十三、二百五十二番十四、二百五十三番一、二百五十三番二、二百五十三番三、二百五十三番四、二百五十三番五、二百五十四番二、二

百五十四番四、二百五十四番五、二百五十四番六、二百五十四番一、二百五十五番二、二百五十五番三及び二百五十六番二

秋田県告示第五百五十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により平成十八年三月二十九日付け指令平建―五百三十六―五で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十八年六月三十日

秋田県知事　寺　田　典　城

一　開発許可を受けた者の住所及び氏名
大仙市川目字町東三十三番地
株式会社タカヤナギ　代表取締役　高　柳　恭　侑

二　開発区域に含まれる地域の名称
横手市婦気大堤字下久保五番、十三番、十四番、十五番、十六番一、十七番一、十八番一、三十八番一、三十九番、四十番、四十一番、四十二番、四十三番、四十四番、四十五番、四十六番、四十七番、四十八番、四十九番、五十番、五十一番、五十二番一、五十三番一及び五十四番一

公　告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十八年六月三十日

秋田県知事　寺　田　典　城

一　申請のあった年月日
平成十八年六月十六日

二　申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人阿仁前田福祉援護会

三　代表者の氏名
宮　野　美代子

四　主たる事務所の所在地
秋田県北秋田市小又字家ノ後四十三番地一

五　定款に記載された目的
この法人は、高齢者及び障害者に対して自立支援、生活支援に関する事業と町内会と商店街の一体化したまちづくり事業、福祉に関する勉強会、研修会等を通じて世代間交流の場を設け、地域住民と一体となり社会教育、子供の健全育成推進を図る活動を行い、公益の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十八年六月三十日

秋田県知事　寺　田　典　城

一　申請のあった年月日
平成十八年六月九日

二　申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人インターネット鹿角

三　代表者の氏名
村　山　聡

四　主たる事務所の所在地
秋田県鹿角市花輪字柳田十四番地一

五　定款に記載された目的
この法人は、インターネットの運用やその技術、あるいはコンピュータ及びそのネットワークの技術について、自らも高度化を図りつつ、それを活用して地域全体の高度情報化のための啓蒙、普及、支援、研究活動を行うことで特定非営利活動促進法（以下「法」という。）に規定する諸活動を実践しあるいは支援し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

六　定款の変更内容
特定非営利活動の種類の変更

県有財産の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十八年六月三十日

秋田県知事　寺　田　典　城

一　入札に付する物件の所在地、面積等

番号	所在地	地目等	面積（㎡）	予定価格（円）
一	鹿角市花輪字下中島八一番二	宅地	九〇五・二一	三四、七三〇、〇〇〇
二	鹿角市花輪字下中島八	宅地	三一八・六四	五、八八八、〇〇〇

二　契約条項を示す場所並びに入札参加申込書の交付の場所及び期間

番号	場所	期間
一番三	大館市小館花字萩野台四番二四	宅地	二九六・〇六	五、四八〇、〇〇〇
四	能代市落合字亀谷地五七番四	宅地	三二〇・二四	二、二四〇、〇〇〇
五	能代市落合字亀谷地五七番五	宅地	三二二・四〇	一、九五〇、〇〇〇
六	能代市落合字亀谷地五七番六	宅地	三二四・四三	一、六六〇、〇〇〇
七	横手市安田字八王寺九九番七三	宅地	三一三・七五	五、四二八、〇〇〇
八	横手市安田字八王寺九九番一二二	宅地	三一三・七五	五、四二八、〇〇〇
九	横手市十文字町十五野新田字富沢屋布上一一五番一	田	五、一八二・〇〇	七五〇、〇〇〇
十	湯沢市愛宕町五丁目三十番一	宅地	六六八・七八	一二、二三九、〇〇〇

一～二	三	四～六	七～八	九	十
秋田県鹿角地域振興局総務企画部総務経理課（電話〇一八六―二二―〇四五六）	秋田県北秋田地域振興局大館地区総合事務所総務班（電話〇一八六―四九―二二一四）	秋田県山本地域振興局総務企画部総務経理課（電話〇一八五―五二―六二〇三）	秋田県平鹿地域振興局総務企画部総務経理課（電話〇一八二―三二―一一九四）	秋田県平鹿地域振興局総務企画部総務経理課（電話〇一八二―三二―一二九四）	秋田県雄勝地域振興局総務企画部総務経理課（電話〇一八三―七三―八一九七）
平成十八年六月三十日（金）から七月十八日（火）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前九時から午後五時まで	平成十八年六月三十日（金）から七月十八日（火）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前九時から午後五時まで	平成十八年六月三十日（金）から七月二十日（木）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前九時から午後五時まで	平成十八年六月三十日（金）から七月十四日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前九時から午後五時まで	平成十八年六月三十日（金）から八月九日（水）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前九時から午後五時まで	平成十八年六月三十日（金）から七月十三日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前九時から午後五時まで

三　入札執行の場所及び日時

番号	場所	日時
一～二	秋田県鹿角地域振興局第二会議室	平成十八年七月十九日（水）午後一時三十分
三	秋田県北秋田地域振局大館地区総合事務所会議室	平成十八年七月十九日（水）午前十時三十分
四～六	秋田県山本地域振興局第一会議室	平成十八年七月二十一日（金）午前十時三十分
七～八	秋田県平鹿地域振興局第二会議室	平成十八年七月十八日（火）午前十時三十分
九	秋田県平鹿地域振興局第二会議室	平成十八年八月十日（木）午前十時三十分
十	秋田県雄勝地域振興局第一会議室	平成十八年七月十四日（金）午前十時三十分

四　入札に参加する者に必要な資格
入札参加申込書を二に掲げる場所に提出した者（地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当する者を除く。）

五　入札参加申込みに必要な書類等
㈠　個人の場合
印鑑、住民票の写し及び身分証明書（本籍地の市町村長が発行するもの）
物件番号九の入札に参加する者は、農業委員会発行の買受適格証明書
㈡　法人の場合
印鑑及び登記簿の謄本
物件番号九の入札に参加する者は、農業委員会発行の買受適格証明書

六　入札保証金に関する事項
入札保証金は、入札金額の百分の五以上とし、現金又は銀行の支払保証をなした持参人払小切手をもって入札時に納入するものとする。

七　入札の無効
秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号）第百六十六条に規定するところによる。
なお、郵便による入札書の提出は、認めない。

八　その他
詳細に関しては、秋田県出納局会計管財課（電話〇一八―八六〇―二七三六）に照会のこと。

教育委員会公告

県が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり募集する。

平成十八年六月三十日

秋田県教育委員会委員長　鈴　木　長　男

一　公の施設の概要
㈠　名称
秋田県立田沢湖スポーツセンター
㈡　所在地
仙北市田沢湖生保内字下高野七十三番地の二
㈢　設置目的
秋田県立田沢湖スポーツセンター（以下「センター」という。）の利用を通じ、スポーツの普及振興を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。
㈣　規模等
鉄筋コンクリート造地上三階、延床面積約五千百平方メートル
㈤　主な施設
宿泊室三十五室、研修室、食堂、体育館、トレーニング室、浴室、サッカー場、ラグビー場、陸上競技場、球技場、キャンプ場

二　指定管理者に行わせる管理の業務
㈠　使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務
㈡　施設及び設備の維持管理に関する業務
㈢　センターの利用を通じたスポーツの普及振興に関する業務
㈣　㈠から㈢までに掲げるもののほか、センターの管理に関し教育委員会が必要と認める業務

三　管理を行わせる期間
平成十八年十一月一日から平成二十三年三月三十一日まで（予定）

四　申請をする団体に必要な資格等
㈠　申請をする団体に必要な資格

県内に主たる事務所を置き、旅館営業又はホテル営業の管理運営実績を有する法人その他の団体であること。

(二) 申請をすることができない団体

(1) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当する団体でその事実があった後二年を経過していないもの（同項各号のいずれかに該当する者でその事実があった後二年を経過していないものを代理人、支配人その他の使用人として使用する団体を含む。）

(2) 申請の日において現に県の指名停止措置を受けている団体

(3) 申請の日において破産手続、再生手続又は更生手続が開始されている団体

(4) 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税を滞納している団体

五　申請の手続

(一) 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。

(1) 指定の期間に係る年度ごとのセンターの事業計画書

(2) 定款若しくは寄附行為及び登記簿の謄本又はこれらに準ずる書類

(3) 直近過去三カ年度分の事業活動の概要を記載した書類、収支決算書、財産目録及び貸借対照表又はこれらに準ずる書類

(4) 役員名簿及び役員の履歴を記載した書類

(5) 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税について滞納が無いことの証明書（申請書提出日前の一月以内に交付されたもの）

(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

(二) 提出場所

郵便番号〇一〇―八五八〇　秋田市山王三丁目一番一号
秋田県教育庁保健体育課調整・企画班（電話番号〇一八―八六〇―五二〇二）

(三) 提出期限

平成十八年七月二十八日（金）午後五時十五分まで
なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更又は追加は、認めない。

六　選定の方法、基準及び時期

(一) 教育委員会指定管理者（候補者）選定委員会において、次に掲げる基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定する。

(1) 県民の平等な利用が確保されること。

(2) センターの設置の目的が効果的に達成されること。

(3) 効率的な管理が行われること。

(4) 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。

(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、センターの設置の目的又は性質に応じ、教育委員会が必要と認めて定める基準

(二) 選定は、平成十八年八月上旬（予定）に行い、その結果については、書面により速やかに通知する。

七　募集要項の交付

五(二)に掲げる場所で、秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する休日を除き、平成十八年六月三十日（金）から平成十八年七月二十八日（金）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで交付する。
なお、郵送で交付を求める場合は、二百円切手をはった宛先明記の返信用封筒（定形外角形二号）を同封すること。

八　説明会

(一) 日時

平成十八年七月十日（月）午後二時

(二) 場所

秋田市山王三丁目一番一号　秋田県庁第二庁舎五階五十二会議室

(三) その他

説明会への参加を希望する団体は、参加人数を明記の上、説明会当日の午前十時までに九(六)にファクシミリで連絡すること。（様式任意）

九　その他

(一) 指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求めることがある。

(二) 指定管理者の候補者を、県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(三) センターの利用料金は、条例で定める使用料の額等を基準として指定管理者が事前に知事の承認を受けて定め、自己の収入として収受するものとする。

(四) 県は必要と認めた場合は、センターの管理の業務に要する経費から利用料金収入見込額を差し引いた額を、年度ごとに予算の範囲内で委託料として支払う。

(五) 詳細は、募集要項による。

(六) 問い合わせ先

秋田県教育庁保健体育課調整・企画班（電話番号〇一八―八六〇―五二〇二・ファクシミリ〇一八―八六〇―五二〇

七）

選挙管理委員会告示

秋選管告示第六十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成十八年六月三十日

秋田県選挙管理委員会委員長　田　中　伸　一

五十分の一の数　一九、一五〇
三分の一の数（選挙権を有する者の総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）　二二六、二四八

秋選管告示第六十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成十八年六月三十日

秋田県選挙管理委員会委員長　田　中　伸　一

選挙区別	
秋田市	八五、〇〇二
能代市	一四、五九七
横手市	一〇、八三三
大館市	一七、九二一
本荘市	一二、一八四
男鹿市	八、二二六
湯沢市	九、二六六
大曲市	一〇、五九九
鹿角市鹿角郡	一二、三五七
北秋田郡	一七、六九六
山本郡	一三、〇九九
南秋田郡	一九、七六〇

河辺郡　一五八、
由利郡　二〇、五八三
仙北郡　三一、三八八
平鹿郡　一八、三八五
雄勝郡　一二、三一八

発行者　秋田県
秋田市山王四丁目一番一号
購読料金　一月三千六百七十五円（税込）

印刷所　秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社　松原印刷社
電話(862)八七六六　FAX(863)〇〇〇五
E-mail:matsubara@matsubarainsatsu.co.jp
印刷者　秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄

R100
古紙配合率100%